

## 第1 政府開発援助(O DA)に関する会計検査の結果について

要請を受諾した年月日	平成17年6月8日
検査の対象	外務省、国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構
検査の内容	政府開発援助(O DA)についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成19年9月12日

### 1 検査の背景

#### (1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

#### 一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一) 検査の対象

外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)

##### (二) 検査の内容

政府開発援助(O DA)についての次の各事項

#### 1 開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について

特に

- ・対コスタリカ O DA における株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)に係る不祥事の概要、同種事案の有無
- ・外務省、JICA 及び JBIC の PCI 等日本の開発コンサルタント会社に対する事務・業務の委託契約の状況

#### 2 草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について

#### 3 スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について

#### (2) 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

#### 12 O DA における不正事案について

昨年9月、コスタリカへの O DA 事業「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」で、同国政府機関「国土地理院」への再委託料として(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)に支払われた約231,000ドル(約2,500万円)のうち、コスタリカ側に支払われた約59,000ドルを除いた約172,000ドル(約1,800万円)が政府機関の口座に入金されないまま使途不明になっていることが、独立行政法人国際協力機構(JICA)の調査で明らかになった。JICAは、「不正又は不誠実な行為」があったとして、同年12月、

指名停止6か月の処分を行った。なお、PCIは、コスタリカ側に支払われた約59,000ドルを除いた約172,000ドル(プラス利息分)を今年1月JICAに返還した。

上記事案を受けてJICAは、PCIが過去5年間に受注した類似の案件について調査を実施し、本委員会においてその結果を聴取した。それによれば、調査の結果4か国4案件において実態と異なる再委託契約を行いJICAに対して不正な請求を行っていたことが新たに判明したことを踏まえて、JICAはPCIに対して新たに9か月の指名停止措置をとり、不正請求額合計1,527万円相当及び利息分の返還を請求した。

ODAの実施に際して、再度開発コンサルタント会社の不祥事が起きることのないよう、外務省は、再発防止のためにより透明性の高い事業を遂行するように指導監督すべきであり、またJICAは、再委託契約手続の各段階を見直して、再委託先に関する情報のJICA在外事務所への報告の徹底、入札時の同事務所員による立会いの励行、再委託契約にかかわるすべての会計書類のJICAへの提出、JICA在外事務所が設置されていない地域への現地調査団派遣など監督体制強化の措置を講ずべきである。

PCIを始めとするODAに関するコンサルタント会社への委託業務についての会計検査については、過去に不正事案がなかったかなどの実態を十分に調査した上、実施すべきである。

## 2 開発コンサルタント、NPO 等への委託契約の状況について

### (1) 18年報告の概要

#### ア 18年報告の検査の対象、観点、着眼点及び方法

18年報告の検査の対象、観点、着眼点及び方法は、次のとおりである。

#### ア) 18年報告の検査の対象、観点及び着眼点

本院は、18年次において、開発コンサルタント会社、特定非営利活動法人(Non Profit Organization。以下「NPO」という。)等(以下、これらを総称して「コンサルタント」という。)への委託契約の状況について、我が国の援助実施機関である外務省、国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation。以下「JBIC」という。)及び独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。)が12年度から16年度までの5年間にコンサルタントと締結した事務・業務の委託契約を対象として検査した。

JICA がコスタリカ共和国(以下「コスタリカ」という。)で実施した開発調査「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」において、JICA が株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(以下「PCI」という。)と締結した委託契約に係る業務の一部の再委託契約の実施に関し不祥事が発覚した。この不祥事は、PCI がコスタリカ国土地理院と締結した再委託契約に係る経費の一部が用途不明となったというものである。本院は、JICA に対して事実関係及び現地における調査の結果について説明を求めるとともに、合規性等の観点から、委託契約及び精算の適否に着眼して検査した。

また、同種事案の有無については、JICA 及びJBIC(以下「JICA 等」という。)がPCI と締結した委託契約のうち、現地で再委託契約が締結されているもののすべてを対象とし、現地における調査をJICA 等に求めるとともに、合規性等の観点から、委託契約及び精算の適否に着眼して検査した。さらに、PCI 以外のコンサルタントと締結した契約についても、PCI に対すると同様の現地における調査を行うようJICA 等に求めた。

#### イ) 18年報告の検査の方法

本院は、18年次に、外務本省、JBIC 本店、JICA 本部等において、会計実地検査を

行い、我が国の援助実施機関がコンサルタントと締結した委託契約の状況について、各援助実施機関から決算書等の関係書類に基づき業務実施等に関する説明を聴取した。

対コスタリカ ODA における PCI に係る不祥事や同種事案の有無については、JICA 等から委託契約書、PCI から提出された再委託契約書、領収書、成果品等関係する証憑の提示を受けるなどして国内での書類審査の状況を聴取するとともに、JICA 等に対し現地での再委託先に対する調査を実施するよう求めた。

また、PCI に対しては、本社に赴き、社員から社内の会計処理について関係書類に基づき説明を聴取し、また、同社が保存している本件「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」に関する銀行の出入金の記録等の証憑を精査するなどして実地に検査した。

さらに、本院は、コスタリカに職員を派遣し、再委託先等の関係者から事情を聴取するとともに、関係書類を確認した。

イ 18 年報告の検査の結果に対する所見

18 年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

ODA においては、対象となる分野が多岐にわたっており、高い技術力と援助ニーズの多様化に伴う専門性が従来にも増して要求されていることから、コンサルタントの果たす役割とそれに対する信頼が不可欠となっている。特に、JICA が開発調査等を実施するためにコンサルタントと締結する業務実施契約においては、その過半において再委託契約が締結される現状となっている。そうした中で、コンサルタントが現地で締結した再委託契約の精算に当たって、JICA において、対コスタリカ ODA の PCI に係る不祥事が発覚し、さらに、4 箇国 4 案件について適正を欠く事態があり、また、JBIC において 1 箇国 2 案件について適切でなかった事態があったことは遺憾である。

コンサルタントは、JICA から事前に承認を得て現地で再委託契約を締結することとされていたが、JICA は、承認後は、再委託先及び再委託契約の実施状況の把握を十分行っていなかった。上記の事態を踏まえ、JICA は、ガイドラインを定め、再委託契約締結後の契約の確認の徹底と再委託契約業務完了後の第三者機関による抽出検査の導入等を図っているところである。また、JBIC は、運用指針に則した精算を行うよう指導を徹底しているところである。

JICA 等においては、再委託契約を伴うコンサルタントとの委託契約についてガイドライン等に沿って、適正な契約の履行の確保に徹底を期する必要がある。また、外務省においては、このような事態が生じることがないように、JICA 等に対し指導監督等を十分に行う必要がある。

会計検査院としては、今後とも、ODA に関するコンサルタントとの委託契約について、特に再委託契約に関しては、JICA 等が講じた再発防止策が有効に機能して、適正な契約の履行が確保されているか、引き続き注視していく。

そして、今回の検査によって、再委託契約に係る経理処理や精算手続が事実と異なっていることが判明した JICA と PCI との委託契約に係る 11 箇国 13 案件については、今後、JICA による精査の結果の報告を踏まえ、引き続き検査を実施する必要がある。

また、PCI 以外のコンサルタントとの委託契約について、現地での再委託契約の精算の適否について報告を求めたところ、JICA では 39 箇国における 20 コンサルタントに係る 60 案件、JBIC では 7 箇国における 8 コンサルタントに係る 11 案件の再委託契約の精算の適否について、特に問題がなかった旨の報告を受けている。これらの 71 案件については、JICA 等の報告における調査内容を検証する必要がある。

したがって、これら PCI に係る 13 案件の検査及び PCI 以外のコンサルタントに係る 71 案件の検証の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

## (2) 19 年次の検査における検査の対象、観点、着眼点及び方法

### ア 検査の対象

18 年報告の検査の結果に対する所見において、引き続き検査するとして次の案件を対象として検査した。

(ア) JICA が PCI と締結した委託契約について、現地での再委託契約が締結されているもののすべてを対象として現地での再委託契約の精算の適否を調査するよう JICA に求めたところ、再委託契約に係る経理処理や精算手続が事実と異なっていることが判明した 11 箇国 13 案件

(イ) JICA 等が PCI 以外のコンサルタントと締結した委託契約について、現地での再委託契約の精算の適否を調査するよう JICA 等に求めたところ、特に問題がなかった旨の報告を受け、その内容を検証する必要があるとした 71 案件

### イ 検査の観点及び着眼点

(ア) JICA と PCI との委託契約 11 箇国 13 案件については、合規性等の観点から、JICA が各案件の再委託契約の精査を行って PCI から返還を受けたと報告してきた返還金額について、その適否等に着眼して検査した。

(イ) JICA 等と PCI 以外のコンサルタントとの委託契約に係る 71 案件 96 契約については、合規性等の観点から、JICA 等の再委託契約に関する調査内容及びその精算の適否等に着眼して検査した。

### ウ 検査の方法

(ア) JICA と PCI との委託契約に係る 11 箇国 13 案件の検査の方法

11 箇国 13 案件に係る返還金については、JICA 本部において会計実地検査を行い、PCI から提出を受けていた精算報告書及び JICA が再委託先を現地で調査した際に徴した領収書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。また、PCI の本社に赴き、PCI の社員から、JICA へ提出した精算報告書の作成方法、社内の経理処理等について説明を聴取し、これに係る書類の提示を受けるなどして実地に検査した。

(イ) JICA 等と PCI 以外のコンサルタントとの委託契約に係る 71 案件の検査の方法

JICA の委託契約に係る 60 案件 85 契約については、JICA 本部において会計実地検査を行い、JICA から再委託契約に関する調査内容の説明を聴取するとともに、コンサルタントに赴くなどして再委託契約に関する調査の内容、JICA に対する精算及び社内の経理処理の説明を聴取し、支払に係る関係書類の提示を受けるなどして、実地に検査した。また、タイ王国、インドネシア共和国及びグアテマラ共和国の各国に職員を派遣して、再委託先の協力の下に再委託先に対し実地に調査した。

JBICの委託契約に係る11案件11契約については、JBIC本店において会計実地検査を行い、再委託契約に関する調査内容について説明を聴取し、JBICが再委託先を現地で調査した際に再委託先で徴した領収書等の関係書類の提出を受けるなどして検査した。また、タイ王国及びインドネシア共和国に職員を派遣して、再委託先の協力の下に再委託先に対し実地に調査した。

本院は、19年次に実施した本件事案の検査において、在庁して関係書類の分析等の検査を行ったほか、102.5人日を要して、外務本省、JBIC本店、JICA本部等に対する会計実地検査及び上記の3箇国における現地調査を行った。

### (3) 検査の結果

#### ア JICAとPCI等との委託契約11箇国13案件

##### (ア) JICAから報告を受けたPCIの返還金額

##### a 18年報告では、JICAとPCIとの委託契約について、次のように記述した。

「本院は、12年度から16年度までに、JICAがPCIと締結した業務実施契約のうち、再委託契約が締結されているものすべてを対象として、JICAに対し、国内において会計書類を再度審査するとともに、再委託先に赴くなどして、現地で調査を実施し、その結果を報告するよう求めた。(中略)その結果、新たに11箇国13案件に係る再委託契約36件で、JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在したり、JICAに提出されていた再委託契約書に記載された再委託先と実際には契約が締結されていなかったりして、経理処理や精算手続が事実と異なり適切でなかったものがあった。(中略)今後、JICAは、PCIとの業務実施契約で経理処理や精算手続が適切でなかった11箇国13案件について、PCIが実施した業務の内容、証憑等の精査を引き続き行い、返還請求の要否の検討及びその額の確定をすることとしている。」

##### b 18年報告の後に、JICAにおいてこれらの再委託契約について精査した結果、実際の再委託契約の金額が確定するなどしたため、経理処理や精算手続が事実と異なり適切でない再委託契約の件数は2件増え、36件から38件となった。そして、JICAは、再委託契約ごとの契約金額を上限として精算を行った精算金額と精査の結果判明した支払金額との差額を返還金額として認定することとした。また、JICAは、コスタリカの「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」等と同様に、PCIがJICAと協議を行うことなく、JICAとPCIとの契約に基づく仕様書で示された再委託業務をPCI自ら行ったり、仕様書で示されていない業務を行ったりした場合は、それらの経費は委託経費と認めないこととした。

JICAは、上記38件のうち、精算金額を上回る支払が行われていたことから返還を要しなかった3件を除いた35件について、PCIに対し、不正請求額計85,576,635円及び利息分等の返還を請求し、18年10月27日までにPCIから117,663,041円を返還させた。

##### (イ) 本院の検査により新たに判明した事態

本院は、JICA本部において会計実地検査を行い、PCIから提出を受けた精算報告書及びJICAが現地調査で徴した領収書等の関係資料の提出を受けて上記の返還金額について検査した。また、PCIの本社に赴き、PCIの社員から、JICAへ提出した精

算報告書の作成方法等や社内の経理処理について説明を聴取し、これに係る書類の提示を受けるなどして実地に検査した。

今回の検査で、JICA が PCI から返還を受けた上記の 11 箇国 13 案件に係る再委託契約 35 件のうち PCI が適切でない経理処理や精算手続を行っていたのは 34 件であり、トルコ共和国の案件に係る 1 件については、PCI と共同企業体を構成していた応用地質株式会社(以下「応用地質」という。)が適切でない経理処理や精算手続を行っていたことが判明した。

本院は、上記のとおり、応用地質が再委託契約に関し適切でない経理処理や精算手続を行っていたことが判明したため、応用地質が 12 年度から 16 年度の間 JICA と契約した業務実施契約のうち、再委託契約が締結されているもの 4 案件 7 契約(応用地質が 15 年 3 月に営業譲渡したコンサルタントに係る 1 案件 1 契約を含む。)について実地に検査した。

その結果、11 箇国 13 案件に含まれるトルコ共和国の 13 年度の「イスタンブール地震防災計画基本調査(第 1 年次)」(契約金額 226,783,200 円)に係るボーリング、土質試験、物理探査の再委託契約において、次のとおり、JICA が応用地質に対して 4,841,881 円を過大に支払っていると認められる事態が、前記 35 件のほか更に 1 件判明した。

すなわち、応用地質は、PCI と共同企業体を構成してこの調査を実施していた。応用地質は、ボーリング等の再委託契約について 450,100 米ドルを支払ったとして、共同企業体の代表者である PCI を通じて、精算報告書に再委託契約書、領収書等を添付して JICA に提出し、JICA はこの額で精算を行っていた。

検査したところ、実際は、PCI を通じて JICA に提出された領収書は偽造されたものであり、応用地質は再委託契約書記載の額よりも少額の支払に関する書類を保存していて、応用地質が再委託先に実際に支払った金額は 410,728.71 米ドルであった。

したがって、本件再委託契約は精算金額に比べ 39,371.29 米ドル低額で実施されており、JICA は応用地質に対し 4,841,881 円(39,371.29 米ドル相当)を過大に支払っていたと認められる。

JICA では、19 年 8 月末現在、共同企業体の代表者である PCI に対し、不正請求額 4,841,881 円及び利息分等の返還を請求することとした。

(ウ) 本院が確認した返還金額

本院は、JICA が精査し返還を受けた 11 箇国 13 案件に係る再委託契約 35 件(うち 1 件は応用地質の再委託契約)及び上記応用地質の再委託契約 1 件、計 36 件(PCI の再委託契約 34 件、応用地質の再委託契約 2 件)について検査し、その返還金額計 90,418,516 円の妥当性について確認した。

(エ) 11 箇国 13 案件に係る再委託契約 39 件の事態の態様等

11 箇国 13 案件に係る再委託契約 39 件の適切を欠く事態について、態様別に示すと以下のとおりである。

a 再委託業務が精算金額に比べ低額で実施されていたもの 27 件

JICA に提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書等が存在していて、これに基づき実際の支払が行われているため、再委託業務が、実際には精

算金額に比べ低額で実施されていた。

- b 再委託業務が実施されていなかったもの 9件  
再委託契約が、実際には締結されておらず、当該再委託業務が実施されていなかった。
- c 返還すべき差額が生じなかったもの 3件  
再委託先により再委託契約の金額より低額で再委託業務が実施されるなどしていたが、別途、仕様書に定められた再委託業務の一部を、再委託先以外の者が実施しているなどして、前記のとおり精算金額を上回る支払が行われていたことから、結果としてJICAのPCIに対する過大な支払とはなっていなかった。

(オ) 発生原因

18年報告では、JICAが開発調査を実施したコスタリカの「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」及び4箇国4案件に係る適正を欠く事態の発生原因として、「JICAにおいて、再委託契約の事前の審査・承認や提出された精算報告書、証憑の形式的な審査確認は行われていたが、海外に存在する再委託先の選定、再委託契約の実施状況等についての実質的な把握が十分行われていなかったこと」と記述したほか、「PCIにおいて、再委託に関し、現地の事情の変化により調査方法の変更や経費の流用等の必要が生じた場合は、JICAと協議して契約を変更する要があったのに、開発調査等は比較的短期間に調査を終える必要があることから、業務主任者等が、手続に時間を要すると考えてこれを行わずに、再委託契約書、領収書等を偽造したり、支払を証明する領収書等を廃棄したりするなど、適正な会計処理を行っていなかったこと。また、本社でも、調査の実施とともに現地における支払について業務主任者の裁量に任せており、この支払に対するチェック体制が確立されていなかったこと」と記述した。

そこで、本院は、19年次の検査において、PCIの本社で、11箇国13案件に係る再委託契約39件のうちPCIが再委託契約の当事者となっていた37件について、PCIがJICAへ提出した精算報告書の作成方法、社内の経理処理の状況の説明を聴取するとともに、JICAが提出を受けていた領収書等とPCIの社内の伝票等を照合するなどして実地に検査した。

a PCIの業務主任者の精算の報告に対する本社の審査状況

本院は、11箇国13案件に係る精算報告書に対するPCI本社の審査状況について実地に検査した。

前記の再委託契約37件のうち、23件については、PCIの現地における業務主任者はPCI社内の経理担当(以下「経理担当」という。)には事実に基づく報告を行うなどしていた。しかし、その一方で、PCI社内のJICAに対する精算担当(以下「精算担当」という。)には虚偽の精算の報告を行っていた。このため、社内の経理においては実際の支払額が現地再委託の経費として計上されていたが、精算担当では、この虚偽の報告に基づき精算報告書を作成し、これを社内で特段の審査等を行わないままJICAに提出していた。

残りの14件については、業務主任者が虚偽の報告を経理担当及び精算担当の両者に行っていた。



b 現地再委託経費の支払方法

PCIの本社から現地の再委託先の銀行口座へ銀行送金を行うことにより、再委託先への支払が確実なものとなり、事後の確認も容易となると考えられることから、本院は、現地再委託経費の支払方法について検査した。

前記の37件の再委託契約のうち、再委託業務が実施されていなかった9件を除く28件について、PCIでは、次の二つの方法で支払を行ったとしていた。

① 本社から現地の再委託先の銀行口座へ銀行送金する方法

本社から現地の再委託先の銀行口座へ銀行送金する場合は、業務主任者から送付された請求書等を本社で審査し、社内の経理としては、経理担当が再委託先の銀行口座へ銀行送金する際に委託事業の経費に計上する。そして、JICAに対する精算に当たっては、精算担当が、事業完了後、再委託先から提出された領収書を証拠書類として添付して提出する。

② 業務主任者等が現地で再委託先に支払う方法

業務主任者、会計担当者(以下「業務主任者等」という。)が本社から事前に渡されていた資金から現地で再委託先に支払うのは、再委託先が現金での支払を求めたり、本社から再委託先の銀行口座や現地へ銀行送金ができなかつたりする場合等である。そして、業務主任者等が現地経費に係る領収書等の精算書類を取りまとめ、精算担当には原本を、経理担当にはその写しを、それぞれ提出する。

そして、①の方法のみで支払を行ったとしていたものは2件、①及び②の方法で支払を行ったとしていたものは2件、②の方法のみで支払を行ったとしていたものは24件であった。

PCIは、再委託先への支払に当たっては、盗難等による事故を防ぐため、上記①の本社から銀行送金する方法が望ましいとしていたが、開発調査等は比較的短期間に調査を終える必要があることなどから、再委託先の調査を円滑に行わせるなどのため上記②の業務主任者等が現地で支払う方法が大半となっていた。

このように、11箇国13案件については、業務主任者の精算の報告に対する本社の審査体制が十分整備されていなかったり、支払が確実なものとされる本社からの再委託先の銀行口座への支払が、再委託契約28件のうち4件と少なく、大半は業務主任者等が再委託先に支払う方法となっていたりしていた。

(カ) PCIの再発防止策

PCIでは、現地で再委託契約を締結した時点では、従来は業務主任者が再委託契約書等を本社に提出することとなっていなかったが、これを新たに本社に提出することとするなどして、再委託契約に対する審査体制を強化したり、JICAに提出する精算報告書の作成に当たっては新たに監査部署が監査を行うこととして、精算の報告に対する審査体制を強化したりするなどした。また、PCIでは、再委託先への支払に当たっては、再委託先の銀行口座への銀行送金を原則とすることとし、業務主任者は再委託先への支払について本社の承認を受けた後に、経理担当に対し本社からの再委託先の銀行口座への銀行送金を依頼することとするなど、本社からの銀行送金の徹底を図るとするなどして再発防止に取り組んでいる。

## イ JICA 等と PCI 以外のコンサルタントとの委託契約に係る 71 案件 96 契約

## (ア) JICA の委託契約

## a 本院が求めた JICA 及びコンサルタントの調査の状況

- (a) 18 年報告では、JICA と PCI 以外のコンサルタントとの委託契約について、次のように記述した。

「本院は、PCI 以外のコンサルタントについても PCI と同様に、再委託契約を含む委託契約について、現地における調査を実施するよう JICA 等に求めた。(中略)そして、JICA は、PCI 以外のコンサルタントと締結した契約で、再委託契約が締結されていたもののうち、受注実績が上位を占めるコンサルタントとの契約や在外事務所が存在しない国において実施された案件で再委託契約が 1000 万円以上のものである 19 案件について、再委託先に赴いて再委託契約の有無及び契約金額の確認を行うなどの現地における調査を実施した。それに加えて、JICA が上記現地における調査の対象とした案件に係るコンサルタント各社に対して、その他の案件についても自ら調査を行い、その結果を JICA に報告するよう求めたものが 41 案件ある。(中略)本院は、これらの調査の結果として、契約又は精算に当たり適切を欠いていた事態は見受けられなかったとの報告を 18 年 5 月までに受けた。」

- (b) 18 年報告の後に、本院は、JICA 本部において会計実地検査を行うなどして、JICA の委託契約に係る上記の計 60 案件の再委託契約について、JICA 及びコンサルタントから再委託契約に係る調査の方法及び内容について説明を聴取するなどして、引き続き検査した。

JICA では、本院が、前記のとおり、現地における調査を実施するよう求めたことに応じ、19 案件について調査した。JICA の調査の方法は、現地の再委託先を訪問して調査したものが 19 案件中 14 案件、電話又はファックス等により調査したものが 4 案件、訪問及び電話等の両方を実施したものが 1 案件となっていた。そして、調査の内容は、契約書、領収書等を確認したとしていたものが 17 案件、確認が困難などとしていたものが 2 案件であった。

また、前記のとおり、本院が調査を実施するよう求めたことに応じて、JICA がコンサルタント各社に対して、その他の案件についても自ら調査を行うよう求め、コンサルタントが調査したものが 41 案件ある。これらのすべてについて、コンサルタントは、社内で契約書、領収書等の経理書類による確認を行い、それに加えて、調査の方法として業務主任者からの聞き取り調査を行った案件が 22 案件、電話、ファックス又はメールにより確認を行った案件は 2 案件であった。

なお、これらの 60 案件には、JICA の調査した案件で再委託先の確認が取れなかったものや、コンサルタントが調査した案件で一部の再委託契約のみを調査したものも含まれていた。

## b 本院の検査の状況

本院は、60 案件に係る 20 コンサルタントの本社に赴くなどして、JICA に対する再委託契約の精算方法や社内の経理処理の状況について説明を聴取するとともに、JICA が提出を受けていた領収書等とコンサルタントが保存していた社内の伝

票等の経理書類とを照合するなどして、実地に検査した。

本院がコンサルタント 20 社に赴くなどして今回検査した範囲では、現時点で返還を要すると認められる事態は見受けられなかった。

ただし、本院による検査の過程で、2 案件において再委託先に対する前払等の支払について、JICA が提出を受けていた領収書がコンサルタントの社内の経理処理に用いられた実際の領収書と異なっていて、JICA に対する精算報告書の内容が事実と相違していたものが見受けられた。再委託先への支払額の総額は再委託契約に係る精算金額と一致していたが、上記のとおり事実と相違した領収書が JICA に提出され、JICA の精算に用いられていたことは適切とは認められない。

なお、PCI と同様に、コンサルタントの業務主任者等の精算の報告に対する審査状況、現地再委託経費の支払方法について検査したところ、次のとおりであった。

コンサルタントにおける審査状況については、精算担当と経理担当が異なり、両者において再委託契約に係る領収書等を確認した上で社内の経理処理を行っているとしたものが、20 社のうち 19 社と大半を占めていた。

再委託先への支払方法については、原則としてコンサルタントの本社等から銀行送金する方法で支払を行っているとしたものが 20 社のうち 15 社を占めていた。また、JICA 及びコンサルタントが調査した 60 案件 85 契約については、本社等から銀行送金する方法のみで支払を行っていたものが 29 契約、業務主任者等が現地で支払う方法のみで支払を行っていたものが 43 契約、両方の方法で支払を行っていたものが 13 契約となっていた。

また、本院では、再委託先の協力の下に 5 案件の再委託契約について、タイ王国、インドネシア共和国及びグアテマラ共和国の 3 箇国に職員を派遣して、次の点に留意して再委託先に対し、実地に調査した。

- ① 再委託契約書及び領収書の署名者が実在の人物で、それぞれの署名は本人の署名に間違いはないか。
- ② コンサルタントが JICA に提出した領収書に記載された金額と再委託先が実際にコンサルタントから受け取った金額に相違はないか。
- ③ 再委託業務が契約どおりに実際に行われ、成果品がコンサルタントに納入されているか。

本院が再委託先を今回調査した範囲では、現時点で特に報告すべき事項は見受けられなかった。

#### (イ) JBIC の委託契約

##### a 本院が求めた JBIC の調査の状況

(a) 18 年報告では、JBIC と PCI 以外のコンサルタントとの委託契約について、次のように記述した。

「本院は、PCI 以外のコンサルタントについても PCI と同様に、再委託契約を含む委託契約について、現地における調査を実施するよう JBIC に求めた。(中略)そして、JBIC は、PCI 以外のコンサルタントと締結した契約金額が 3000 万円以上の契約で、再委託契約が締結されていたもののうち 11 案件について、JBIC が保存していた精算報告時に提出されていた契約書、領収書等を各駐在員

事務所に送付し、各事務所が再委託先に赴くなどして再委託契約の有無及び契約金額の確認を行うなどの現地における調査を実施した。(中略)本院は、これらの調査の結果として、契約又は精算に当たり適切を欠いていた事態は見受けられなかったとの報告を18年5月までに受けた。」

- (b) 18年報告の後に、本院は、JBIC本店において会計実地検査を行い、JBICから再委託契約に係る調査方法及び内容について説明を聴取した。

JBICでは、本院が、前記の現地における調査を実施するよう求めたことに応じて調査した11案件11契約について、コンサルタントから提出を受けた再委託契約書、領収書等と再委託先が保存していた契約書、領収書等の照合を駐在員事務所を通じて行わせた。その調査の方法は、現地の再委託先を訪問するなどして確認したものが10案件、訪問等及び電話により調査したものが1案件となっていた。また、その調査の内容は、契約書及び領収書を確認したものが全11案件であった。

b 本院の検査の状況

本院は、JBIC本店において会計実地検査を行い、11案件すべてについて、JBICに精算報告時に提出されていた再委託契約書、領収書等と、JBICが再委託先を調査した際に確認した再委託契約書、領収書等の関係書類を照合した。また、コンサルタントから、社内の経理で計上されている再委託契約の支払額等について、JBICを通じて報告を受けて、上記のJBICが提出を受けていた領収書等と照合した。

本院がJBICなどを今回検査した範囲では、現時点で特に報告すべき事項は見受けられなかった。

なお、再委託先への支払方法について検査したところ、次のとおりであった。

コンサルタントの本社から銀行送金する方法のみで支払を行っていたものが6案件、業務主任者等が現地で支払う方法のみで支払を行っていたものが1案件、両方の方法で支払を行っていたものが4案件となっていた。JBICでは、16年4月に制定した「経費支出に伴う契約・支払いに係る積算・精算の運用指針」のなかで、契約先に対しては、支払の確認を確実にを行うため、可能な場合には銀行送金などによる支払を推奨している。

また、本院は、再委託先の協力の下に2案件の再委託契約について、タイ王国及びインドネシア共和国の2箇国に職員を派遣し、前記のJICAの委託契約についての調査と同様の点に留意して再委託先に対し、実地に調査した。

そして、JBIC駐在員事務所において、再委託契約の相手方に面会し、JBICに提出されていた再委託契約書、領収書等と再委託先が保存していた再委託契約書、領収書等について、契約内容、契約金額を照合するなどし、また、成果品について確認をするなどした。

本院が再委託先を今回調査した範囲では、現時点で特に報告すべき事項は見受けられなかった。

ウ JICAにおける再発防止策の実施状況等

JICAは、再発を防止するために、検討委員会を発足させ、検討を進めた結果、事後

チェックの強化と事前手続の合理化、効率化等の面から手続の見直しを行い、17年12月に前記のガイドラインを制定した。

このガイドラインにおいては、コンサルタントが再委託契約を締結した後、速やかに監督職員に対し、再委託先の選定経緯の報告を行ったり、再委託契約書の写しを提出したりするなどして、再委託先への確認を徹底することなどとしている。また、再委託契約業務完了後の第三者機関による抽出検査を導入することなどとしている。

そして、このガイドラインに示された再委託契約の確認のための項目の19年6月末までの実施状況は、表1のとおりとなっている。

表1 JICAにおけるガイドラインの実施状況(19年6月末現在)

項 目	対象契約件数	実施、確認件数
① 再委託契約締結後の監督職員への報告と契約書写しの提出	495件	495件
② 再委託契約締結後における監督職員による事実確認	495件	495件
③ 1000万円以上の契約又は入札を行う場合の立会い	122件	113件
④ 再委託業務終了後の業務完了報告と成果品の確認	495件	495件
⑤ 再委託契約業務完了後の第三者機関による抽出検査	495件	0件

JICAは、1000万円以上の契約又は入札を行う場合に立会いができなかった9件については、後日再委託先への電話により再委託契約の内容等について確認を行ったとしている。また、第三者機関による抽出検査については、19年8月に3箇国を対象に開始された。

また、JICAは、ガイドラインを18年6月に改正し、現地再委託契約に係る支払を確実なものとするため、支払に当たっては、現金によらず可能な限り銀行振込によるよう求めている。

#### (4) 検査の結果に対する所見

本院は、JICAとPCIとの委託契約のうち、18年報告において再委託契約に係る経理処理や精算手続が事実と異なっていることを記述した11箇国13案件について、引き続き検査を実施した。その結果、PCI以外に、PCIと1案件2契約において共同企業体を構成していた応用地質においても、適切でない経理処理や精算手続を行っていたことが判明した。このように、PCI及び応用地質が現地で締結した再委託契約の精算に当たって適正を欠く事態があったことは遺憾である。

また、本院は、JICA等とPCI以外のコンサルタントとの委託契約のうち、18年報告においてJICA等から再委託契約の精算の適否について特に問題がなかった旨の報告を受け、その内容を検証する必要があるとした71案件について、JICA等及びコンサルタントの調査内容を検査した。本院が今回検査した範囲では、現時点で返還を要すると認められる事態は見受けられなかったが、JICAがコンサルタントから提出を受けていた精算報告書の再委託契約に関する支払の内容が事実と相違していたものが見受けられ、コンサルタントから精算に関して事実即時的確な報告を受ける必要があると認められる。

JICA等においては、今回のPCIの不祥事にかんがみ、再委託契約を伴うコンサルタントとの委託契約について、ガイドライン等を改正するなどしているところであるが、コン

サルタントの業務主任者等の精算報告に対する社内の審査体制と確実な支払方法とされている銀行送金による支払の状況にも留意して、適正な契約の履行の確保に努める必要があると認められる。

外務省、JICA 等においては、このような事態が生じることのないよう、引き続き不正等に対する取組を一層強化するとともに再発防止に努める必要がある。

「開発コンサルタント、NPO 等への委託契約の状況について」については、以上のとおり報告する。そして、本院としては、今後とも、ODA に関するコンサルタントとの委託契約について、特に再委託契約に関しては、JICA 等が講じた再発防止策が有効に機能して、適正な契約の履行が確保されているか、引き続き検査していくこととする。